

テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

- 平成11年3月31日通商産業省告示第192号（廃止・制定）
- 平成16年1月22日経済産業省告示第8号（一部）
- 平成18年3月29日経済産業省告示第48号（全部）
- 平成22年2月18日経済産業省告示第24号（全部）
- 平成25年12月27日経済産業省告示第269号（一部）
- 平成29年3月28日経済産業省告示第54号（一部）
- 平成31年3月29日経済産業省告示第68号（一部）
- 令和3年5月14日経済産業省告示第111号（一部）

1 判断の基準等

1-1 判断の基準

(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第4号に規定するテレビジョン受信機（以下「テレビジョン受信機」という。）であって、液晶パネルを有するもの（以下「液晶テレビ」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成24年4月1日に始まり平成25年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和7年4月1日に始まり令和8年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する液晶テレビについて、2-1に規定する方法により算定したエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分ごとに応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。ただし、19V型未満のものにあつては、同表の右欄に掲げる数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

画素数	受信機型 サイズ	区 分			基準エネルギー消費効率 又はその算定式
		動画表示	付加機能	区分名	
FHD	19V型未 満	液晶ノー マル	下記以外のもの	DA	E=59
			付加機能を1つ有するもの	DA1	E=71
			付加機能を2つ有するもの	DA2	E=83
			付加機能を3つ有するもの	DA3	E=95
		液晶倍速	下記以外のもの	DB	E=74
			付加機能を1つ有するもの	DB1	E=86
			付加機能を2つ有するもの	DB2	E=98
			付加機能を3つ有するもの	DB3	E=110
	19V型以 上32V型 未満	液晶ノー マル	下記以外のもの	DC	$E=2.0S+21$
			付加機能を1つ有するもの	DC1	$E=2.0S+33$
			付加機能を2つ有するもの	DC2	$E=2.0S+45$
			付加機能を3つ有するもの	DC3	$E=2.0S+57$
		液晶倍速	下記以外のもの	DD	$E=2.0S+36$
			付加機能を1つ有するもの	DD1	$E=2.0S+48$
付加機能を2つ有するもの			DD2	$E=2.0S+60$	
付加機能を3つ有するもの			DD3	$E=2.0S+72$	
液晶4倍 速	下記以外のもの	DE	$E=2.0S+58$		
	付加機能を1つ有するもの	DE1	$E=2.0S+70$		

32V型以上	液晶ノーマル	付加機能を2つ有するもの	DE2	$E=2.0S+82$	
		付加機能を3つ有するもの	DE3	$E=2.0S+94$	
		下記以外のもの	DF	$E=6.6S-126$	
		付加機能を1つ有するもの	DF1	$E=6.6S-114$	
	液晶倍速	付加機能を2つ有するもの	DF2	$E=6.6S-102$	
		付加機能を3つ有するもの	DF3	$E=6.6S-90$	
		下記以外のもの	DG	$E=6.6S-111$	
		付加機能を1つ有するもの	DG1	$E=6.6S-99$	
	液晶4倍速	付加機能を2つ有するもの	DG2	$E=6.6S-87$	
		付加機能を3つ有するもの	DG3	$E=6.6S-75$	
		下記以外のもの	DH	$E=6.6S-89$	
		付加機能を1つ有するもの	DH1	$E=6.6S-77$	
	その他のもの	液晶ノーマル	付加機能を2つ有するもの	DH2	$E=6.6S-65$
			付加機能を3つ有するもの	DH3	$E=6.6S-53$
			下記以外のもの	DI	$E=44$
			付加機能を1つ有するもの	DI1	$E=56$
液晶倍速		付加機能を2つ有するもの	DI2	$E=68$	
		付加機能を3つ有するもの	DI3	$E=80$	
		下記以外のもの	DJ	$E=59$	
		付加機能を1つ有するもの	DJ1	$E=71$	
19V型以上32V型未満		液晶ノーマル	付加機能を2つ有するもの	DJ2	$E=83$
			付加機能を3つ有するもの	DJ3	$E=95$
			下記以外のもの	DK	$E=2.0S+6$
			付加機能を1つ有するもの	DK1	$E=2.0S+18$
	液晶倍速	付加機能を2つ有するもの	DK2	$E=2.0S+30$	
		付加機能を3つ有するもの	DK3	$E=2.0S+42$	
		下記以外のもの	DL	$E=2.0S+21$	
		付加機能を1つ有するもの	DL1	$E=2.0S+33$	
	液晶4倍速	付加機能を2つ有するもの	DL2	$E=2.0S+45$	
		付加機能を3つ有するもの	DL3	$E=2.0S+57$	
		下記以外のもの	DM	$E=2.0S+43$	
		付加機能を1つ有するもの	DM1	$E=2.0S+55$	
32V型以上	液晶ノーマル	付加機能を2つ有するもの	DM2	$E=2.0S+67$	
		付加機能を3つ有するもの	DM3	$E=2.0S+79$	
		下記以外のもの	DN	$E=6.6S-141$	
		付加機能を1つ有するもの	DN1	$E=6.6S-129$	
	液晶倍速	付加機能を2つ有するもの	DN2	$E=6.6S-117$	
		付加機能を3つ有するもの	DN3	$E=6.6S-105$	
		下記以外のもの	DO	$E=6.6S-126$	
		付加機能を1つ有するもの	DO1	$E=6.6S-114$	
	液晶4倍速	付加機能を2つ有するもの	DO2	$E=6.6S-102$	
		付加機能を3つ有するもの	DO3	$E=6.6S-90$	
		下記以外のもの	DP	$E=6.6S-104$	
		付加機能を1つ有するもの	DP1	$E=6.6S-92$	
		付加機能を2つ有するもの	DP2	$E=6.6S-80$	
		付加機能を3つ有するもの	DP3	$E=6.6S-68$	

備考1 「FHD」とは、垂直方向の画素数が1080以上、かつ、水平方向の画素数が1920以上のものの。

- 2 「受信機型サイズ」とは、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。
- 3 「動画表示」とは、次のものとする。
 液晶ノーマル：液晶パネルを用い、1秒間に60コマ以上120コマ未満の静止画を表示するもの
 液晶倍速：液晶パネルを用い、1秒間に120コマ以上240コマ未満の静止画を表示するもの
 液晶4倍速：液晶パネルを用い、1秒間に240コマ以上の静止画を表示するもの
- 4 「付加機能」とは、ダブルデジタルチューナー、DVD（録画機能を有するものに限る。）、HDD、ブルーレイディスクレコーダーをいう。
- 5 「E」及び「S」は次の数値を表すものとする。
 E：基準エネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）
 S：受信機型サイズ

(2) 液晶テレビ又は有機ELテレビ（テレビジョン受信機であって、有機ELディスプレイパネルを有するものをいう。以下同じ。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和8年4月1日に始まり令和9年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する液晶テレビ又は有機ELテレビについて、2-2に規定する方法により算定したエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分ごとに応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。ただし、区分名dのうち画面面積（表示画面の駆動表示領域の幅と高さをセンチメートル単位で小数点以下2桁を四捨五入して小数点以下1桁で表した数値を乗じた数値を、小数点以下1桁を四捨五入して整数で表した数値をいう。）が4,258cm²未満のものにあつては、75とする。以下同じ。）を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区 分			基準エネルギー消費効率の算定式
区分名	パネル種類	画素数	
a	液晶	2K未満	$E = 0.00407A + 30.08$
b		2K以上4K未満	$E = 0.00605A + 56.13$
c		4K以上	$E = 0.00728A + 62.99$
d	有機EL	-	$E = 0.02136A - 16.40$

- 備考1 「2K」とは、垂直方向の画素数が1080、かつ、水平方向の画素数が1920のものをいう。以下同じ。
- 2 「4K」とは、垂直方向の画素数が2160、かつ、水平方向の画素数が3840のものをいう。以下同じ。
 - 3 「E」及び「A」は次の数値を表すものとする。
 E：基準エネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）
 A：画面面積（単位 平方センチメートル）

1-2 判断の基準の特例

(1) 1-1(2)において、基準エネルギー消費効率を上回る区分（以下「未達成区分」という。）を有する場合であつて、次の表の左欄に掲げる付加機能を有するものについては、2-2に規定する方法により算定したエネルギー消費効率から次の表の右欄に掲げる数値を除いた数値を当該区分の出荷台数により加重平均した数値が、1-1(2)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる当該区分の出荷台数により加重平均した数値を上回らない場合は、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を上回らない区分とみなすことができる。

付加機能	想定消費電力量 (単位 キロワット時毎年)
2 Kチューナーを2つ以上内蔵	2.8
4 Kチューナーを2つ以上内蔵	5.5
録画装置内蔵 (HDD 3.5インチ)	11.0
録画装置内蔵 (HDD 2.5インチ)	4.8
録画装置内蔵 (SSD)	3.7
ブルーレイディスクレコーダー又はDV Dレコーダー内蔵 (4 K以上に対応)	23.9
ブルーレイディスクレコーダー又はDV Dレコーダー内蔵 (4 K未満に対応)	16.7
動画倍速表示 (4 K以上に対応)	18.3
動画倍速表示 (4 K未満に対応)	17.0

備考 「動画倍速表示」とは、1秒間に120コマ以上の静止画を表示するものをいう。

- (2) 1-1(2)において、未達成区分を有し、かつ、当該区分で画素数が8K（垂直方向の画素数が4320、かつ、水平方向の画素数が7680のものをいう。以下同じ。）のものを出荷し、かつ、1-2(1)の表の左欄に掲げる付加機能を有しない場合であって、画素数が8Kのものを除いて2-2に規定する方法により算定したエネルギー消費効率を当該区分の画素数が8Kのものを除いた出荷台数により加重平均した数値が、画素数が8Kのものを除いた1-1(2)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる当該区分の画素数が8Kのものを除いた出荷台数により加重平均した数値を上回らない場合は、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を上回らない区分とみなすことができる。
- (3) 1-1(2)において、未達成区分を有し、かつ、当該区分で画素数が8Kのものを出荷している場合で、当該区分から画素数が8Kのものを除いて1-2(1)の表の左欄に掲げる付加機能を有する場合であって、画素数が8Kのものを除いて2-2に規定する方法により算定したエネルギー消費効率から同表の右欄に掲げる数値を除いた数値を当該区分の画素数が8Kのものを除いた出荷台数により加重平均した数値が、画素数が8Kのものを除いた1-1(2)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる当該区分の画素数が8Kのものを除いた出荷台数により加重平均した数値を上回らない場合は、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を上回らない区分とみなすことができる。

2 エネルギー消費効率の測定方法

2-1

1-1(1)のエネルギー消費効率は年間消費電力量とし、当該年間消費電力量は次の式により算出するものとする。

$$E = \{ (P_o - P_A / 4) \times 1642.5 + P_s \times (7117.5 - t_{epg}) + P_{epg} \times t_{epg} \} / 1000$$

この式において、E、P_o、P_s、P_A、P_{epg}、t_{epg}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E : 年間消費電力量 (単位 キロワット時毎年)

P_o : 動作時消費電力 (単位 ワット)

P_s : 待機時消費電力 (単位 ワット)

P_A : 節電機能による低減消費電力 (単位 ワット)

P_{epg} : 電子番組表 (以下「EPG」という。) 取得時の消費電力 (単位 ワット)

t_{epg} : 年間基準EPG取得動作時間 (単位 時)

- (1) P_o : 動作時消費電力 (単位 ワット)

動作時消費電力は、映像信号としてIEC62087 Ed.2.0に規定するIEC 62087:2008 video content_DVD_60又はIEC 62087:2008 video content_BDのブロードキャストコンテンツのうち垂直周波数が60Hz用の動画信号 (以下「動画映像信号」という。) を用いて動画表示をする際の消費電力

の平均値とし、節電機能が作動しない状態で測定すること。

なお、入力信号により消費電力が異なるよう設計されたもの場合には、入力信号ごとに消費電力をそれぞれ測定し、それらの消費電力の最大値と最小値の平均を動作時消費電力とすること。

(2) P_s : 待機時消費電力 (単位 ワット)

待機時消費電力は、主電源によって電源を切った場合の消費電力と、主電源を入れた状態であってリモコンによって電源を切った場合の消費電力の平均値とする。ただし、電源スイッチが主電源又はリモコンのいずれか一方のみのものについては、電源スイッチを切った状態の消費電力を待機時消費電力とする。

(3) P_A : 節電機能による低減消費電力 (単位 ワット)

節電機能による低減消費電力は、映像信号として動画映像信号を用い、 P_{A1} 、 P_{A2} の値のうち大きい数値とする。

① P_{A1} : 周辺照度に応じて映像を自動的に制御する機能 (以下「自動輝度調整機能」という。)による低減消費電力 (単位 ワット)

自動輝度調整機能による低減消費電力は、周辺照度300ルクス以上の状態において測定した消費電力又は節電機能スイッチを切った状態の消費電力のいずれか小さい方から周辺照度0ルクスの状態において測定した消費電力を差し引いた数値とする。

② P_{A2} : 節電スイッチによる低減消費電力 (単位 ワット)

節電機能スイッチによる低減消費電力は、節電機能スイッチを切った状態の消費電力から節電機能スイッチを入れた状態の消費電力を差し引いた数値とする。

(4) P_{epg} : EPG取得時の消費電力 (単位 ワット)

EPG取得時の消費電力は、デジタル放送用EPGデータ取得動作時の消費電力とする。

(5) t_{epg} : 年間基準EPG取得動作時間 (単位 時)

年間基準EPG取得動作時間は、1日当たりのデジタル放送用EPG取得動作時間に365を乗じた値とする。

(6) 測定条件

(1)から(4)までの測定は、次に掲げる場合を除き、日本産業規格C6101-1(1998)の3.1の一般的状态に規定する条件の下で行うものとする。

① コントラスト及び明るさ並びにバックライト調整は、工場出荷時の位置に設定すること。ただし、使用者が最初に電源を入れた時、これらの画質モードを選択できるメニューが表示され、使用者が標準状態モードを選択できる機種にあっては標準状態 (一般的に家庭で使用するメーカー推奨状態) に設定すること。

② テレビジョン受信機の音声出力は、日本産業規格C6101-1(1998)の4.2.1の試験方法に規定されている設定とする。

③ 衛星放送波受信アンテナ電源や付加機能類のうち、任意にON/OFFできるものは、OFFにすること。

④ 測定は測定信号切換時も含めて受信機が十分安定な状態に達してから行うこと。

(7) 入力信号

(1)から(4)までの消費電力の測定において、信号の入力は、次に定めるところによるものとする。

① 地上放送波帯信号又はベースバンド信号の入力による測定

ア 映像信号は、動画映像信号を用いることとする。

イ 音声信号は、1kHz正弦波信号とすること。

ウ アナログ入力信号は、日本産業規格C6101-1(1998)の3.3の高周波テレビジョン信号を用いること。なお、入力信号レベルは、 -39dB(mW) とすること。

エ デジタル入力信号レベルは、放送局による標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠した信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、 -49dB(mW) とすること。

② 衛星放送波帯信号の入力による測定

ア 映像信号は、動画映像信号を用いることとする。

イ 音声信号は、1kHz正弦波信号とすること。

ウ 入力信号は、11.7GHz～12.2GHzの周波数帯の放送衛星局による標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠する第一中間周波数帯に変換された信号を用いること。なお、入力信号レベルは、-45dB(mW)とすること。

2-2

1-1(2)のエネルギー消費効率は年間消費電力量とし、当該年間消費電力量は次の式により算出するものとする。

(1) 録画装置内蔵型テレビ

$$E = \{ (P_O - P_A / 4) \times 1715.5 + (P_{Orec} - P_A / 4) \times 146 + P_{rec} \times 146 + P_{epg} \times t_{epg} + P_s \times (6752.5 - t_{epg}) \} / 1000$$

この式において、E、P_O、P_A、P_{Orec}、P_{rec}、P_{epg}、P_s、t_{epg}はそれぞれ次の数値を表すものとする。

E : 年間消費電力量 (単位 キロワット時毎年)

P_O : 動作時消費電力 (単位 ワット)

P_A : 節電機能による低減消費電力 (単位 ワット)

P_{Orec} : 動作及び録画時消費電力 (単位 ワット)

P_{rec} : 録画時消費電力 (単位 ワット)

P_{epg} : EPG取得時の消費電力 (単位 ワット)

P_s : 待機時消費電力 (単位 ワット)

t_{epg} : 年間基準EPG取得動作時間 (単位 時)

(2) 録画装置内蔵型テレビ以外のテレビ

$$E = \{ (P_O - P_A / 4) \times 1861.5 + P_{epg} \times t_{epg} + P_s \times (6898.5 - t_{epg}) \} / 1000$$

この式において、E、P_O、P_A、P_{epg}、P_s、t_{epg}はそれぞれ次の数値を表すものとする。

E : 年間消費電力量 (単位 キロワット時毎年)

P_O : 動作時消費電力 (単位 ワット)

P_A : 節電機能による低減消費電力 (単位 ワット)

P_{epg} : EPG取得時の消費電力 (単位 ワット)

P_s : 待機時消費電力 (単位 ワット)

t_{epg} : 年間基準EPG取得動作時間 (単位 時)

① P_O: 動作時消費電力 (単位 ワット)

ア 動作時消費電力は、IEC62087-2:2015 Ed. 1.0に規定する動画映像信号の表示時の電力とすること。

イ 動画映像信号の入力端子はHDMI端子を基本とすること。ただし、HDMI端子を有しない場合は地上放送波帯信号入力とし、地上放送波帯信号入力も有しない場合は衛星放送波帯信号入力とすること。

ウ 測定は節電機能が作動しない状態で行うこと。

エ 動画映像信号の消費電力量は、積算電力計を用いて10分間測定した積算電力の値に6を乗じて求めること。

② P_A: 節電機能による低減消費電力 (単位 ワット)

節電機能による低減消費電力は、P_{A1}又はP_{A2}とし、①P_Oと同じ方法で測定すること。

ただし、次のア又はイに掲げる事項については、ア又はイに定める条件で測定すること。なお、ア又はイの節電機能が作動している状態の時は、輝度条件(⑧測定条件のア(i)及び(ii)の測定条件)は適用しない。

ア P_{A1}: 自動輝度調整機能による低減消費電力 (単位 ワット)

自動輝度調整機能による低減消費電力は、周辺照度300ルクス以上の状態において測定した消費電力又は自動輝度調整機能を切った状態の消費電力のいずれか小さい方から周辺照度0ル

クスの状態において測定した消費電力を差し引いた数値とすること。

イ P_A2 : 節電スイッチによる低減消費電力 (単位 ワット)

節電機能スイッチによる低減消費電力は、節電機能スイッチを切った状態の消費電力から節電機能スイッチを入れた状態の消費電力を差し引いた数値とすること。

③ P_{Porec} : 動作及び録画時消費電力 (単位 ワット)

ア 動作及び録画時消費電力は、IEC62087-2:2015 Ed. 1.0に規定する動画映像信号を表示した状態で内蔵のチューナー1系統と内蔵のHDD又はSSDを用いて番組録画を行っている状態の電力とすること。

イ 表示する動画映像信号の入力端子はHDMI端子を基本とすること。ただし、HDMI端子を有しない場合は地上放送波帯信号入力とし、地上放送波帯信号入力も有しない場合は衛星放送波帯信号入力とすること。

ウ 録画信号の入力端子は地上放送波帯信号入力を基本とすること。ただし、地上放送波帯信号入力を有しない場合は衛星放送波帯信号入力とすること。また、録画信号の映像音声は任意のものとし、HDMI端子を有しない場合で、かつ、内蔵するチューナー数が2つ以上の場合、表示する動画映像信号と録画信号を異なるチューナーで処理すること。

エ 録画モードは受信したトランスポートストリーム信号をそのまま記録するモードとすること。

オ 測定は節電機能が作動しない状態で行うこと。

カ 動画映像信号の消費電力量は、積算電力計を用いて10分間測定した積算電力の値に6を乗じて求めること。

④ P_{Prec} : 録画時消費電力 (単位 ワット)

ア 録画時消費電力は、リモコンで電源を入れることができる状態で内蔵のチューナー1系統と内蔵のHDD又はSSDを用いて録画を行っている状態の電力とすること。

イ 録画信号の入力端子は地上放送波帯信号入力を基本とすること。ただし、地上放送波帯信号入力を有しない場合は衛星放送波帯信号入力とすること。また、録画信号の映像音声は任意のものとする。

ウ 録画モードは受信したトランスポートストリーム信号をそのまま記録するモードとすること。

エ 測定は節電機能が作動しない状態で測定すること。

⑤ P_{Epg} : EPG取得時の消費電力 (単位 ワット)

EPG取得時の消費電力は、デジタル放送 (電波法施行規則 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号) 第二条第一項第二十八号の八に規定するデジタル放送をいう。以下同じ。) 用 EPGデータ取得動作時の消費電力とする。

⑥ P_s : 待機時消費電力 (単位 ワット)

ア 待機時消費電力は、リモコンで電源を入れることができる状態での消費電力とすること。ただし、リモコンで電源を入れる機能がないものについては、本体の電源スイッチで電源を入れることができる状態での消費電力とすること。

イ 日本産業規格 C62301:2016「家庭用電気機器-待機時消費電力の測定方法」で規定する試験条件、測定装置及び手順で測定すること。

⑦ t_{epg} : 年間基準 EPG 取得動作時間 (単位 時)

ア 年間基準 EPG 取得動作時間は、1日当たりの EPG 取得動作時間に365を乗じた値とすること。

イ EPGデータを取得する局数は東京都を基準とすること。

ウ テレビを毎日視聴し EPGを取得していることを基本とすること。

エ EPGは出荷時にOFFの設定であっても、EPG取得時の電力量は年間消費電力量の算出に入れること。

⑧ 測定条件

消費電力の測定は、IEC62087-3:2015 Ed. 1.0 [5 Measurement conditions]に規定する条件及

び測定装置の下で行うこと。ただし、次のアからキまでに掲げる事項については、アからキまでに定める条件で測定すること。

ア ①から③までの測定の際に設定する輝度は、機器の最大輝度に応じて次の（i）又は（ii）に定める事項のとおりにすること。

（i） 機器の最大輝度が350cd/m²未満であるときは、エネルギー消費効率の測定に用いる輝度設定を最大輝度の65%以上とすること。

（ii） 機器の最大輝度が350cd/m²以上であるときは、エネルギー消費効率の測定に用いる輝度設定を228cd/m²以上とすること。

イ 最大輝度を測定するときは、次の（i）から（iv）までに定める事項のとおりにすること。

（i） ユーザーが選択可能な画質モードの中で最も高輝度となる設定とすること。

（ii） 自動調整機能を切ること。ただし、自動調整機能を切ることができない機器は画面が最も高輝度となる周辺光をセンサー部に入力すること。

（iii） 節電スイッチを切ること。

（iv） 輝度を安定させるため最低10分間ブロードキャストコンテンツを表示した上で、輝度を測定するときの映像信号IEC62087-2:2015 Ed. 1.0[4.2.2.1 three bar video signal]に切り替え、表示されてから30秒±5秒後に画面中央の輝度を測定すること。

ウ エネルギー消費効率を測定するときは、次の（i）から（iv）までに定める事項のとおりにすること。

（i） 出荷設定(IEC62087-3:2015 6.3.10.1 Default settings)から輝度を調節する項目以外を調節しないこと。

（ii） 自動調整機能を切ること。ただし、自動調整機能を切ることが出来ない機器はセンサー部において測定される周辺光条件をイの状態から変化させずに電力と輝度の測定を行うこと。

（iii） 節電スイッチを切ること。

（iv） 輝度を安定させるため最低10分間ブロードキャストコンテンツを表示した上で、輝度を測定するときの映像信号IEC62087-2:2015 Ed. 1.0[4.2.2.1 three bar video signal]に切り替え、表示されてから30秒±5秒後に画面中央の輝度を測定すること。

エ ①から③までに掲げる事項の測定の際に設定する音声出力は、日本産業規格 C6101-1:1998「テレビジョン受信機試験方法」4.2.1に規定されている設定にすること。

オ ①から⑥までに掲げる消費電力の測定の際は、BSアンテナの電源や付加機能類のうち、任意にON/OFFができるものは、OFFにすること。

カ 電源に一次電池又は蓄電池（以下「バッテリーパック」という。）を使用する機器について、①から⑥までに掲げる消費電力の測定を行う場合には、次の（i）から（iii）までに定める事項のとおりにすること。

（i） 機器とともに出荷する外部電源を使用して交流電源に接続すること。

（ii） 着脱可能なバッテリーパックを搭載する機器はバッテリーパックを取り外すこと。

（iii） バッテリーパックを搭載しないと動作が不可能な機器及び着脱不可能なバッテリーパックを内蔵している機器は、バッテリーパックからの電力供給を無効にすること（満充電状態で外部電源から給電することでバッテリーパックからの電力供給を無効にする、メニュー画面での設定により無効にする等その手段は問わない）。

キ ①から⑥までに掲げる消費電力の測定の際は、測定信号切替時及び待機時も含めて受信機の各部温度や処理状態等が安定した上で測定した値を採用すること。

⑨ 入力信号

消費電力の測定において用いる動画映像信号は、IEC 62087-2:2015 video content_BDのブロードキャストコンテンツ（4.1.3）のうち垂直周波数60Hz用の信号とし、信号の入力は、次のアからウまでに定める事項のとおりにすること。

ア HDMI端子の入力による測定

HDMI端子より入力する信号のフォーマットは、1080i 59.94Hzとすること。また、色方式と色深度はYCbCr 24bitとすること。

イ 地上放送波帯信号の入力による測定

地上放送波帯信号は、日本の地上基幹放送局（電波法施行規則第四条第一項第二号の二に規定する地上基幹放送局のうち移動受信用地上基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第十四号に規定する移動受信用地上基幹放送をいう。）を行う基幹放送局を除く。）によるデジタル放送と同方式の信号を用いること。また、入力信号レベルは、-49dB（mW）とすること。

ウ 衛星放送波帯信号の入力による測定

衛星放送波帯信号は、日本の衛星基幹放送局（電波法施行規則第四条第一項第二十号の十一に規定する衛星基幹放送局をいう。）によるデジタル放送と同方式で第一中間周波数帯（B S右旋用中間周波数の場合、1032.23~1488.69MHz）に変換された信号を用いること。また、入力信号レベルは、-45dB（mW）とすること。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日経済産業省告示第269号）

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第1条（工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準のIの1の(1)の④のイの改正規定（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める部分を除く。）、Iの1の(2)の④のオ、同(3)の④のイ、同(4)の④のイ、同(6)の③及び同(7)の④のウの改正規定並びにIの2の(2)の(2-2)の④のウ、同(5)の(5-2)の④のイ及び同(6)の(6-2)の④のウの改正規定に限る。）、第2条から第8条まで（題名の改正規定に限る。）、第10条、第11条（エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置の1の1-1の改正規定を除く。）及び第12条から第30条まで（題名の改正規定に限る。）の規定は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。

附 則（平成29年3月28日経済産業省告示第54号）

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則（平成31年3月29日経済産業省告示第68号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和3年5月14日経済産業省告示第111号）

この告示は、公布の日から施行する。